

(コーディネーター)

事業番号 15、王仁公園プール運営事業、説明を約 5 分でお願いします。

(説明者)

それでは、王仁公園プール運営業務について、ご説明いたします。よろしく申し上げます。

概要説明シートの 64 ページから 67 ページに基づきまして、ご説明させていただきます。王仁公園プールは、計画面積 9.6 ヘクタールの枚方市唯一の総合公園の中にあります。野球場やテニスコートなどのスポーツ施設と同時に、昭和 49 年に供用開始いたしました。現在、当公園は 9.29 ヘクタールを開設しており、プールにつきましては、そのうち約 1 ヘクタールを占めているところでございます。開設当時は近隣にプール施設がなかったこともあり、多くの利用者で賑わい、緑に囲まれた屋外プールとして、夏場の人気スポットになっていきました。

その後、少子化や、民間プールのオープンの影響など、プールを取り巻く情勢変化の中、利用者も年々減少傾向にあったことから、平成 12 年度から 13 年度にかけ、施設の老朽化に伴う大規模改修を実施し、13 年度にリニューアルオープンをいたしました。併せて利用料金について、時間制から 1 日制に見直しを行いました。その後は、約 6 万人の入場者を維持しながら、安全かつ快適に利用できるよう十分配慮しながら運営に当たっているところでございます。

事業面につきましては、地方自治法の改正に伴い公の施設をより効果的に管理、運営するため、指定管理者制度の導入を検討いたしましたが、当施設におきましては、管理棟の老朽化や、国有地の無償借地契約における使用料の制約、また開催が 2 か月と短期間であることなどから、指定管理者制度にはなじまないと判断し、従前からの直営業務及び管理の一部を業務委託で運営してるところでございます。

本プールの目的は、夏季期間の市民の健康増進、余暇活動の場を提供するためであり、民間施設に比べ、低料金で気軽に利用できる市営プールとして、市民にとって存在意義も大きく、特に、親子のコミュニケーションが図れる効果的な施設でもあります。直近の利用状況調べにおきましても、大人の入場者数のうち 30 代から 40 代の利用が全体の 65% を占め、家族での利用が 80% を超えていることから、親子での利用率が高く、典型的なファミリー型のプールの特徴を示し、親子のコミュニケーションが図れる重要な場所になっていることが実証されるところでございます。

次に、事業内容ですが、開場期間は 7 月 1 日から 8 月 31 日の 2 か月間で、運営については公益財団法人枚方体育協会に委託しており、その内容は料金徴収業務、監視業務、警備業務、施設維持管理業務など、プール運営事業全般の総合管理業務になっております。体制につきましては、66 ページ補足資料 1 に示すとおりでございます。

入場料金は大人 1 人 900 円、子どもは半額の 450 円で、2 時以降はそれぞれ 600 円、300 円になります。プールの種類は 50m 競泳プール、流水プール、造波プール、幼児プールがあり、2,500 人の収容が可能になっております。

運営経費は説明シートのコスト欄にあるとおり、20 年度決算においては、直接経費 5,420 万 3,000 円、21 年度は 5,343 万 3,000 円となっており、内訳については 67 ページの補足資料に示す通りでございます。

使用料収入につきましては、20 年度で 2,821 万 7,000 円、21 年度では 2,674 万 7,000 円であり、収支ではおおむね 2,700 万の支出超過になっている状況でございます。

経営能力として増収を図るため、入場者数の増加に向け努力を行っていたものの、最近では横ばいの状態が続いておりましたが、今年度におきましては、猛暑の影響が大きいところですが、ケーブルテレビを利用した宣伝や、回数券の販売強化などもあり、目標としてた約 7 万人を大きく上回る 8 万人を超える入場者数があり、前年比約 940 万円の増収を果たすことができました。

プール運営におきましては、今後さらに継続して入場者数の増加に向けた方策の検討や、経営的観点で運営方向の検討を十分に行い、市民が気軽に利用でき、健康増進、体力向上はもとより、親子のコミュニケーションが図れる市民に親しまれる市営プールとして、効率的な運営を図っていきたいと考えております。以上です。

(コーディネーター)

最近、ほとんど指定管理っていう話をよく聞くんですが、そういった検討はされてるんですか。

(説明者)

自治法の改定が 15 年にありまして、猶予期間 3 年の期間で、公的団体であります体育協会というところで運営していた中で、指定管理については一応、一定の導入についての検討をいたしました。

先ほど説明したとおり、施設が老朽化してるということと、公園の 9.6 ヘクタールの総合公園王仁公園ですけども、一部国有地が約 3 ヘクタールほどありまして、無償借地をしております。補足のところの欄にも書いておりますけれども、平成 25 年までの契約で、5 年契約で今現在、無償契約を結んでいるところなんですけれども、その中で収益等、運営等の形態の変わるタイミングが要協議ということで、特に収益が上がる場合については、無償の中身がちょっと有償になるとか、その辺の評価が出てくるということと、管理棟が老朽化しているということと、その辺で適宜修繕は行っているところではございますけれども、指定管理を導入する際には、そういう施設整備の費用がかかるということもありまして、王仁公園プールだけの運営については、指定管理がなじまないという一定の判断はしております。

(コーディネーター)

よくわからない、それだけは言っておきたいと思います。

(仕分け人)

すみません、言語明瞭、意味不明なんですよ。

指定管理にするっていうのは、営利を供するという事になっちゃうんですか。一挙に論理が逆のような気がするんですが、指定管理ってそういうものじゃないですよね。

(説明者)

指定管理が導入された際は、利用料金制で収益として上げる中で。

(仕分け人)

収益が上がるか上がらないかということと、営利を目的とした活動とは全く違うことです。出発が違うじゃないですか、これは。どういう理解してるのか理解に苦しみますね。

(仕分け人)

開場期間 7月1日から 8月31日ということなんです、これ、8月31日って何か閉めなきゃいけない理由があるんですか。

(説明者)

一定、夏休み期間としていまして、枚方では、小学校にクーラーが入ったということで8月二十何日から学校となっておりますけれども、夏休みが31日までということで、以前は9月10日まで開園しておったのですけども、子どもたちがなかなか来ないということで、9月以降の利用が少なかったため、8月31日までの開催期間に変更しております。

(仕分け人)

例えば今年みたいなときでも、もう従来8月31日なので一応はというのは、やっぱり急な変更は無理なんじゃないですか。

(説明者)

開催期間につきましては、規則に明記しておりますので、気候に伴う形で、開催を延ばすということができない状態で、規則に基づいて期間を設定しております。

(仕分け人)

67 ページの王仁公園プールの現状の中で、入場者数 6 万人前後で横ばい状況で、経営的に赤字とあるんですが、どの程度赤字なんでしょうか。

(説明者)

事業シートの中に、コストの欄になると思うんですけど、21 年度決算で言いますと、5,300 万円何がしかの直接経費となっておりますけども、その下の欄に収益がございまして、差引 2,700 万円の支出超過という形になっております。

(仕分け人)

2,700 万円の赤字ということですけども、例えばどういう営業努力とか。

(説明者)

今年に限りますと、ケーブルテレビを使いまして、動画を配信しまして、プールで子どもたちが遊んでる状況をロングランでテレビで放映したり、あと、回数券の分で、一応券売機がございしますが、入場の部分で行列ができる中で、回数券をその場で売りさばいたりとか、個々のコミュニティにも王仁公園開催時期につきましては、チラシを配ったり、当然、枚方市のホームページ等に徹底した周知を、その辺で入場者数を増加するような努力はしております。

(仕分け人)

今の話なんですけれども、これは赤字解消を目指してるわけなんですか。さっきちらっと聞いたところでは、イモ洗い状態という、まあその日だけだかどうだかわかりませんけれど、その話も聞いて、入場者数を増やせば、これあと何人増やせば赤字が解消するんですか。

(説明者)

今現在、去年の決算、去年の入場者数 6 万人、今年は 8 万人ですので、入場料金が大人 900 円、子ども 450 円ということで単純に換算すると 11 万人、8 万人の入場者数があれば経費の 5,400 万円くらいを一応使用料収入で捻出できるっていうことなんで、入場者数だけ見るとそういうふうな人数にはなりません。

(仕分け人)

その 11 万人からの人が泳げるプールなんですか。

(説明者)

13 年度の大規模改修の時点で、料金の改定の中では、それ以前は 3 時間単位で大人 300 円、かなり安価でいうことで、改良、リニューアルの費用が相当かかりましたので、その辺他市の情勢も勘案しながら、1 日ゆっくり親子連れがきて、ゆったりしてもらおうという意味では、ちょっと料金の体系を変えた中で、変えた限りでは今言ってる人数はなかなか難しい状況であるわけです。

(仕分け人)

市として、どこを目指すかということだと思っんですけども、必ずしも赤字が出てはいけないということでは無くて。予算を付けてでもこれを市民のためにやるという立場もあるでしょうし、やっぱりこれは収支採算が合うような形を取っていくのだということもあるでしょうし、そのあたりどういうお考えがあって、今 900 円設定とか、2 時以降 600 円とか、何かこう考えがあってのことだろうと思うので、そのあたりをお願いします。

(説明者)

基本的には収益上げるような施設ではありませんので、あくまでも、公共サービスの中で、税金を投じてでもできる限りの運営の中では経営努力としての、そういう支出超過の部分できるだけ減らしていこうかという観点では、効率的運営を目指しておりますけども、基本的には市民がそういう夏場の親子でコミュニケーションを図れる場としても定着しておりますので、それがあつた限りは、市民生活にとってはなくてはならない施設だという判断の中では、赤字覚悟でやってる状況ですが、できるだけ運営の中では効率的に、運営の中でそういう不必要な部分は減らしていきたいなということで、運営しております。

(仕分け人)

余裕があればそれでもよろしいと思いますが、1 日は利用していただけるような料金体系にも変えたということですが、そうすると、当然中で自販機があつたりとか、例えば、ちょっと私は行ったことがないんであれですが、そういったものはあるんですか。

(説明者)

売店の中にはそういう自販機がございます。

(仕分け人)

売店もある。

(仕分け人)

そちらはどこが経営されてるんですか。

(説明者)

委託業務の中で、ランチエリア業務ということで、市の売店の施設を使わせてる形で、業務を実施しております。

(仕分け人)

それは、体育協会さんの方の収入になるんですか。

(説明者)

体育協会と市の収入です。

(仕分け人)

それは例えば、特定の部分の要は占有を認めるという形で、市の方は占有料か何か取ってやってるとか、あるいはただ委託業務の中でただで使わせて、自販機なりあるいはそういう売店施設を置かせてるということなんですか。

(説明者)

委託業務の中で、その業務についての委託を行ってる中で、施設を設置する許可を与えた中で、その収益の5%を市の方に使用料としていただいている。

(仕分け人)

収益の、売上げの5%ですか。

(説明者)

売上げの5%を使用料として徴収している。

(仕分け人)

それはいずれにしても粗利ももっとあるでしょうから、体協さんの収入になるわけでしょう。それは委託業務との関係で市の施設を使わせて、指定管理だったらわかるんですよ。指定管理だったら、委託業務の中でそういうことを体協さんにしていただいているということについては、どのように整理されてるんですか。考え方として。

(説明者)

基本的に、公園の中の便益施設ということで、売店を機能させるために、施設設置許可してるという状況で、基本的にはそのプール使用者の便益を考えてのことです。

(仕分け人)

それは、建前はわかりました。

ところで、その委託について、契約方法はどのような契約なんですか。体協さんだけの随意契約ですか。入札とかかけられたんですか。

(説明者)

入札にはかけておりません。随意契約です。

(仕分け人)

なぜですか。

(説明者)

これは 49 年に王仁公園総合公園として位置付けして、野球場とかテニスコートも含めまして、プール施設も整備を行った中で、市としてそれを管理できるかという中で、そういう体育協会という団体があった中で、49 年に財団化したという経過があって、プールは 2 か月間ですけども、49 年当時から管理運営業務について委託しています。

(仕分け人)

だから、だからこそ新たに自治法を改正して、そういう特定の事業者とのいわゆる随意契約がそのまま延長されないように指定管理者制度を作って、その中でバリエーションとして利用料金制を作ったり、あるいは自販機なんかを置いて独自の収益を上げて、最終的に行政からの持ち出しを使わなくて済むような、そういう制度的な措置ができるわけでしょう。今のお話と完全に矛盾してるわけじゃないですか、それは。

(説明者)

確かに随意契約ということで、単にその民間業者がそういうプロの運営のノウハウを持ってるかということ、まあ流れでいうと、そういう業者も今現在では力を付けてる業者もあるということなんですけれども、指定管理につきましても、一定多様化している流れで動いてるといってもありますので、その辺は他市の状況を踏まえて、検討をしたいと考えています。

(仕分け人)

だから、よく公募した上でのお話だったらいいですよ。公募されてないわけでしょう。だから、そういうことを担える業者がいるかどうかわからないわけでしょう。大体のところ民間がやってるわけですから、色んな事故もあって、一つそういう面を含めて見直

しされてますけども、だからといって体育協会だとか、そういういわゆる特定の公益法人にずっとという形にあまりになってないケースが多いですよ、こういった施設は。当然これは 66 ページに書いてあるその総括管理者 1 名とか、監視員責任者とか、さうとうへビーな陣容ですよ。これ全部、市の設計書、仕様書の中でこういうふうな配置にしないでとうたっているわけですか。ここに更衣室・売店係 3 名とありますよね。これまでまさか委託業務に入ってるわけじゃないでしょうね、売店係まで。

(説明者)

運営の中で保健所に届出しています。

(仕分け人)

だから、それを含めてどういう形でこの委託料というのを、随意契約でしたら、行政側からの仕様と積算によって決まってくるわけでしょうから、要は、やっぱり約 2 か月、その後の多少のことはあるでしょうけど 2 か月間の業務でしょう。それなおかつ光熱費は別で、委託料が 3,400 万円から 3,500 万円の間ってところだと、かなりの金額になるわけですよ。

それで、組織を見ますとそういう形ですよ。監視員さん 22 名ってのは、そのときの利用状況によって多少伸び縮められると思いますけれども。その他、医務員さんも含めて、何か 1 年中ずっとそこの施設を管理運営してるような陣容なもんですから、そもそもが、要はあんまり市民に負担をかけないような形でここを運営したいと。市民のサービス施設だと、子どもたちにも使っていただきたいということならば、コストを下げないといけないし、同時に、その中でさらに収益性が上がるものがあるんだったら、管理運営を担ってる自治体が、頑張って稼げるような条件にする必要があるわけですよ。そのところが、最初からどうも何というか、とても仕様も含めてあんまりそろばん勘定というか、そこ考えてないような気がするもんですから、確認したいんです。この陣容というのは市の仕様書でどういうふうに決めてるんですか。どういうふうに踏まえて委託料とかを積算されてるんですか。

(説明者)

具体的な人数につきましては、仕様書にはうたっておりません。先ほど、うちの課長が申しましたけども、この人数につきましては保健所の指導等もございまして、マックス的な人数、監視員ということで認識しております。運営上わかるような視点で全体像で書いてるんですけどもね。

(仕分け人)

例えば人、日というのは、当然積算書に出てくるものでしょ。当然委託、随意契約だったら。入札は当然ですよ、積算書組んで、金額出すわけでしょう。当然、市の方で。それで、約3,500万円かかっているわけですよ。2か月間、メーンは。それ前後ももちろん仕事はあると思いますから。

(説明者)

積算書につきましては、昭和49年から委託しております、その実績に基づきまして積算しています。実績を報告いただいておりますので、それをもってやっております。委員がおっしゃるように、競争原理ということにつきましては、今後検討していくということになります。

(仕分け人)

たぶんほとんど、この金額多少もほぼ変わってないでしょう、ですよ。ここのその委託料がどういうふうに移しているのかわかりませんが、要は入場についてだけでなく、先ほどのように運営を変えて1日夕方まで使えるようになったということは、飲食のニーズってのがものすごく高くなっているわけですから、売店収入とか、軽いものを食事できるような施設があるとすれば、その収益もバカにならないわけですよ。当然、そのことも含めて指定管理者制度ってものを回していけば、市の負担は相当低くて済むと思うわけですよ。そういうことは、基本的には現状では考えてらっしゃらないということですね。それはそれであくまでも体協さんの収入。5%いただいで。

(説明者)

権限の中で、委託業務にそこまで権限を与えて、そういった随意契約をしてくるからおかしいという話は確かに真摯に受け止めているのですが、当然、指定管理者制度であればそういう考えで収入権限を与えて、運営させるというのもありますので、指定管理者制度を導入するときには、今後は研究しながら、一定他市の事例も視野に入れながら、形態を変えていきたいなということで、今後検討して考えてみたいと思います。

(仕分け人)

それでは、別の観点でご質問したいんですが、入場者数が横ばいであって、収入もこれ以上上がりにくいと、しかも施設が老朽化していると、こういう状況ですよ。かといって、赤字を解消しようとするれば8万人くらいの入場者を求めていかないと、こういう話になってるんですけども、もともと国の土地として、利用制限が加えられておるわけですよ。そうしますと、赤字を解消するために人数を増やしてみても、今度はプールの衛生管理上の問題が出てきて、それも難しいということになります。ということになります。

ますと、それでも、当然この赤字の状態を振り切らなきゃいけないということになります。それであれば、25年の3月31日で契約が満了になるということであれば、そこでやめるのか、あるいは新たにプールの活用法を考えるのか、そうしないと赤字の解消なんてもともたない話なんですよ。そこは腹くくって、場合によったら、国に対してこのプールの運営は止めだとか、その代わりに、何か別の方法で活用させてくれということになるのが、総合運動場になってますから、何もプールでなくなってもいいんですよ。今まで聞いておりましたら、何かプール運営の限界を感じますね。

そういうことを考えますと、それはそれとして、別の方法として、府や国と協議されたいいのではないかなと。それでなければ、どうしたら経費が減らせるのか、あるいは収入を見ると、ここまではいけるのではないだろうかとか、何かもうちょっと計数的にきちんと対応する必要がありますね。

(コーディネーター)

そういうことです。そういった意味では、運営方法が変わったときとか、家賃がかかるかもしれないとか、駐車料金がかかるかもしれないとか、色々書いてありますけれども、枚方市としてこうしていきたいんだということを国と協議されたりしたことはあるんですか。

(説明者)

一定プールにつきましては、継続的に運営をしていこうということで、今現在6万人、今年8万人という入場者もあったということで、やっぱりプールは必要であるというアンケート調査も出ておりますんで、そのの中ではプールを運営していく中では、継続はしていくとは考えております。ただ、そういう管理形態を変える中で、借地という形の契約で形態が変わる中で、収益も上がるということについては、具体的には協議には乗っていないという状況でございます。

(コーディネーター)

どうなるとはわからないということですよ。

(説明者)

ただ今後の運営方法の中では、ちょっと形態を変えていく中では、その協議までに、借地条件にそういう契約の中身に触れることが書いているのか、その辺の協議は当然していかなくちゃいかんとは思っておりますけれども。

(仕分け人)

ちょっと論点変えたいんですけど、このプールでもし事故が起きたら、最終責任は誰にありますか。

(説明者)

枚方市になります。

(仕分け人)

市民の皆様もおられますし、ちょっと前ですけど、ふじみ野市営プールで痛ましい事故がありましたよね。枚方市さんとして、体協の方へこうやってお任せになってますけれども、こういったチェックを市の方で、やっておられるチェック内容とかそういうのを教えていただけないでしょうか。

(説明者)

市でそういう事故があった場合ですが、類似ケースも含めましてすぐに中止して、点検につきましては、即体協に指示をしてそういう点検強化だとか、その辺重点的に行っています。

(仕分け人)

予防的なものですね。実際起こってしまってからではまずいんじゃないですか。あの予防提案の部分では、例えばどういうことをされていますか。

(説明者)

運営の中では、プールにかなり人が入っているときなんかにつきましては、一定時間で引き上げさせたり、給水栓とかそういう点検につきましては、頻度をもって点検するような形でそのような指示してるところなんですけど。

(仕分け人)

なぜこの質問したかといいますと、指定管理とかああいった形を取られてるところだと、通常指定管理する前にそういう内容を契約、再チェックしています。

ところが、枚方市さんの場合はずっと同じ人がおられるということは、そういう見直しをされずに、ずっとそのまま体協さんをお願いされているんじゃないかと。そういう見直しっていうのをやっておられたのかなっていうのが、見てて、私も3人の子持ちでするので、逆に心配になってしまうようなやり方をされてるんじゃないかと思うんですけど、その点はどうでしょう。

(説明者)

基本は当然、水の事故が基本的にはないように、安全、安心には留意しながら運営するというのが、重々、毎年毎年そのプールを運営する際には、チェックをしているつもりでございます。

地域住民とか学校関係者とか市の関係者も含めまして、一定運営の中でもそういった委員会という形の場面で、プール開業前後とか、その辺の点検については重々検討を重ねながら、事前研究はしてる、検討会になりますけどね、その中でも重々周知はしております。

(仕分け人)

そういった内容も検討されてるんであれば、今年のプールの管理の方法どうしようっていうのは、話し合いもできてるんであれば、指定管理もそのとき話をして、毎年上がってくるんじゃないかなと思うんですが、その点はいかがですか。

(説明者)

議題としては、今の支出の云々の総括とか、入場者数がいくらか増やす方向に向けまして大きく運営について考える場面にはなってないです。

(コーディネーター)

そろそろ事業シートを見ながら、議論を進めたいと思います。

(仕分け人)

一つ確認させてください。昨年度、収支をお聞きしたときに2,700万の赤字だったということなんですけど、資料の67ページの一番下の表で申しますと、年度別入場者数と、年度別使用料収入というのは、平成15年度からほぼ横ばいを見ていいかなと思うのですが、ということは、ほぼ毎年2,000万円ずつ赤字が出続けたということと考えるとよろしいですか。

(説明者)

そういうことです。

(仕分け人)

関連したあれですけども、これ、数字の上では本人の自費負担、例えば大人だと900円、1人頭785円がコストとしてかかってますね。それだけではないですよ、ここでの場合は、建設費のコストで、行政ってのは基本的に減価償却しませんから、償却の分を充てるとしたら、もしこのプール1年に建設にかかったコストを割り算すると、大体どれくらいのものなるとお考えでしたか。

(説明者)

平成 13 年度に大規模改修をしまして、そのときにかかった費用が 7 億円なんですけれども、その後 10 年経過した中で、周辺等一部、19 年にはプールサイドの塗装とか、そういう修繕の話で建設分じゃないその修繕費の累計がこの 10 年で 4,000 万円くらいです。基本的に維持管理する中で必要な経費として、今言う委託料を含めまして、この 10 年間大体平均すると、差し引き 2,300 万円くらいの付加価値は出しているのではないかと。

(仕分け人)

ということは、一般財源が平成 22 年度当初予算の一般財源分 2,800 万円ほどかかっている、プラス 2,000 万円ほど余計にかかっているように考えればいいのですか。

(説明者)

今のは修繕費を入れて換算してということです。

(仕分け人)

例えば、市民の皆さんがおられる前ですので、建物建てて、そのプールを造りますよね。この事業シートの中には、建物を建てたときのコストって全く入れてないんですよ。入れてないわけですから、単純にそれだけでも、1 人当たり 785 円の受益者の負担分を考えると 1,600 円ほどかかって、そこへ建てたときの皆さんが納めていただいている税金から造ったプールのコストの分が、毎年資産としてなくなっているわけですよ。その分を考えたら、数字を出されてないということなんですけど、実際どうなるんだろう。それが実際このプールにかかっている、1 人頭で割っている事業の費用なんじゃないかなというのを確認したかったのですが。

(コーディネーター)

そろそろ評価シートをまとめにかかってください。

(仕分け人)

ちょっと話は違うんですけど、先ほど 3,400 万円の委託料で、体育協会さんに委託をしてるといって、49 年以来、随意契約であると。そうするとこれ、国の事業仕分けなんかだと、国の財団法人とは違うかもしれないんですけども、やっぱりあれなんじゃないかな、枚方体育協会さんには、市役所の天下りの人があるとかいないとか、傍聴の方も聞きたいかなって。

(コーディネーター)

ちょっと関連で、私の方も伺いたいのですけども、体育協会っていう名前は、広く市民の健康増進とかソフト事業とか、体育指導とかそういうことをやっているイメージなんですけど、この 66 ページの運営方法で、公園みどり課の下に付けてありますが、これは、プール運営に係るっていうことだけでいいのか、組織的に通常から公園みどり課さんとやり取りをしてる体育協会さんということなんですか。

(説明者)

この体系図につきましては、王仁公園のプールを運営する中での委託としての関係であります。

(仕分け人)

ということは、他にも体育協会さんと事業をやっておられるんですね。

(説明者)

他にもやっておられます。担当部署はあります。

(仕分け人)

先ほどのご質問を聞いていかがですか。

(説明者)

退職者扱いの方が組織の中に入っておられるのは、1 名いらっしゃいます。

(仕分け人)

体育協会さんの通常の非常勤さんじゃなくて、正規のスタッフというのは組織的にかなり多方面になっていて。今、体協の組織って自治体によって千差万別で、本当に市民の体育組織の集合体みたいなところもあれば、市が抱えてる体育施設だけじゃなくて、公園とかも含めて、相当一手に引き受けて管理運営されてるような大きな組織もあるわけですが、こちらはどちらかというと、市の施設をかなり幅広に引き受けて管理運営されてるわけですよ。何人ぐらいおられるんですかね。

(説明者)

それについては、ちょっと。

(仕分け人)

そうすると、たくさんおられるとこういう委託料の他に体協さんに対する別枠の補助金っていうのが出てくるんですが、そういうのは所管が違うかもしれませんがあるんですか。

(説明者)

スポーツ振興という形で、そういう事業なりに対して運営補助とかは出てるとは思いません。

(仕分け人)

運営補助みたいなのがあると。そうすると、本当にこれ、民間とフェアな競争できないですね。委託を受けるにしても何にしても。

(コーディネーター)

評価に移りたいと思います。事業番号 15、王仁公園プール運営事業ということで、1 番不要(0 人)、2 番 民間(2 人)、2 番 国・府・広域(0 人)、3 番枚方市・要改善(4 人)、4 番枚方市・現行通(0 人)、班の結論は 3 番枚方市・要改善ということにしたいと思います。評価について意見伺いたいと思うんですけど、民間で挙げられた方。

(仕分け人)

毎年大きな赤字が出続ける中で、入場者数が多少増える努力をしたとしても、そう簡単に改善できるものではないと思います。今、老朽化してる部分もたくさんあって、その修繕などの今後の計画とかというのはあるんでしょうか。

(説明者)

平成 20 年度に建築物調査の中で、この管理棟についての老朽化の度合いの調査をしております。今年度をめどで、一応そういう保全計画、長期的な計画を立てていくということではございます。

(コーディネーター)

要改善のご意見。

(仕分け人)

最初から営利を目的とするって話が出てきちゃったので、そこからスイッチが入ってしまいましたが。

収益を上げる、それで、行政がそのこちらのコストを下げるという範囲の中で、営利を目的とする云々という言葉が使われること自体おかしいのであって、それは市の施設

ですから、その中でやはり市民の皆さん、たくさんの市民が利用されてるわけですから、やっぱり指定管理制度を導入する、その際きちんとコスト、サービスの競争をしていただいて、そしてその上で安定的に、なおかつ利用料金制、例えば本当にこの料金収入だけでなく飲食もあれば、場合によっては、駐車場の話を聞きませんでしたけど、駐車場なんかもどうなっているのか、それなんかも、もし併設の部分があれば、それも収入元になってくるわけですから、その面も引っくるめて、やはり行政側の持ち出しを最小限に抑える努力はするべきだと。それが大前提だと思います。

(コーディネーター)

プール、これ、市民の方にはなくてはならないとおっしゃってましたけども、実際、皆さんそれで900円の入場料だけ払ってると思って、それならあった方がいいよとおっしゃってるかもしれないですけども、実際それが2,000円、3,000円、まあわかりませんが実際いくらか、それぐらい、実際かかっているとしたら、果たして本当に必要と言いますかね。その辺、情報交換して考えていかないといけないと思うんですね。

では、結論は要改善ということで。ありがとうございました。